

○笛吹市議会議員政治倫理規程

平成21年6月18日

議会規程第2号

(目的)

第1条 この規程は、笛吹市議会議員(以下「議員」という。)の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、もって議員自らが清潔で信頼される議会実現を目指すことを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、重大な使命とより高い倫理的義務が課せられていることを深く認識し、自ら行動を厳しく律するとともに、市民の批判を受けることのないよう、政治倫理の向上に努めなければならない。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 常に市民全体の利益の実現を目指して行動し、その地位を利用して、いかなる金品も授受しないこと。
- (2) 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、個人又は特定の企業、団体のために有利な取り計らいをしないこと。
- (3) 市職員の公正な職務執行を妨げ、又は当該職員の権限若しくは地位による影響力を不正に利用するよう働きかけをしないこと。
- (4) 人事に関し、不当な関与をしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市民全体の代表者として、その品位及び名誉を損なうような一切の行為をしないこと。

(審査の請求)

第4条 議員が、前条の規定に違反する疑いがあると認められるときは、事実を証する資料を添え、議員3人以上の連署とともに市議会議長(以下「議長」という。)に審査の請求(以下「審査請求」という。)をすることができる。

(審査会の設置等)

第5条 議長は、審査請求があったときは、笛吹市議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

- 2 審査会の委員(以下「委員」という。)は8人とし、議員の中から議長が任命する。
- 3 審査会には、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 4 委員の任期は、当該事案の審査終了までとする。

(審査会の運営)

第6条 審査会の運営は、次に定めるとおりとする。

- (1) 審査会は、議長から審査を付託されたときは、審査請求の適否又は倫理基準に反する行為の存否について審査する。
- (2) 審査会は、当該審査を行うため、審査の対象となっている議員(以下「対象議員」という。)及び関係者に対し、資料請求、事情聴取等必要な調査を行うことができる。
- (3) 審査会は、対象議員に弁明の機会を与えなければならない。
- (4) 審査会の会議は、原則公開とする。ただし、委員定数の3分の2以上の同意により非公開とすることができる。
- (5) 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。
- (6) 審査会の運営に関しその他必要な事項は、その都度委員長が審査会に諮って定める。

(審査会の審査結果)

第7条 審査会は、審査が終了したときは、議長に対してその審査の結果を報告するものとする。

2 議長は、審査の結果を受け、第3条の規定に違反する行為があったと認められるときは、次の各号に掲げる勧告を行うものとする。

- (1) この規程を遵守するため警告し、誓約書の提出を求めること。
- (2) 議会の役職停止に関すること。
- (3) 議員の辞職に関すること。
- (4) その他審査会が必要と認めたこと。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。